

第 1 生息地等保護区の指定

1 名称

井手湿地生育地保護区

2 指定の区域

阿蘇市一の宮町中通の一部 9.6 ヘクタール

3 指定に係る指定希少野生植物種

フウロソウ科 ツクシフウロ (*Geranium soboliferum var.kiusianum*)

サクラソウ科 サクラソウ (*Primula sieboldii*)

キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)

キク科 ヒゴシオン (*Aster maackii*)

ユリ科 ノカンゾウ (*Hemerocallis fulva var.longituba*)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境

上記5種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原及び草原の湿地等とともに上記5種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生育環境の維持のための管理の方針

(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。

さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第 2 管理地区の指定

1 名称

井手湿地生育地保護区管理地区

2 指定の区域

井手湿地生育地保護区の区域全域

3 指定に係る指定希少野生植物種

フウロソウ科 ツクシフウロ (*Geranium soboliferum var.kiusianum*)

サクラソウ科 サクラソウ (*Primula sieboldii*)

キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)

キク科 ヒゴシオン (*Aster maackii*)

ユリ科 ノカンゾウ (*Hemerocallis fulva var.longituba*)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境

上記5種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原及び草原の湿地等とともに上記5種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。

(2) 生育環境の維持のための管理の方針

ア 工作物の設置

指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。

イ 土地の形質の変更

指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。

ウ 土石の採取等

現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 水面の埋立て、干拓

現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減

現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。

カ 木竹の伐採

指定に係る指定希少野生植物と一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 648 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

1 名称

中江生育地保護区

2 指定の区域

阿蘇市波野大字中江の一部 0.3 ヘクタール

- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針  
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈りや間伐等を実施し、遷移の抑制や日照の確保に努める。  
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

## 第2 管理地区の指定

- 1 名称  
中江生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域  
中江生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置  
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更  
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等  
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓  
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減  
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採  
マツモトセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

## 熊本県告示第649号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称  
満願寺生育地保護区
- 2 指定の区域  
阿蘇郡南小国町大字満願寺の一部 6.4ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 オグラセンノウ (*Lychnis kiusiana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オグラセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
オグラセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である草原の湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針  
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。  
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 第2 管理地区の指定
- 1 名称  
満願寺生育地保護区管理地区

- 2 指定の区域  
満願寺生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 オグラセンノウ (*Lychnis kiusiana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) オグラセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
オグラセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である草原の湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
    - ア 工作物の設置  
オグラセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
    - イ 土地の形質の変更  
オグラセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
    - ウ 土石の採取等  
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
    - エ 水面の埋立て、干拓  
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
    - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減  
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
    - カ 木竹の伐採  
オグラセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

#### 熊本県告示第 650 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称  
河原生育地保護区
- 2 指定の区域  
阿蘇郡高森町大字河原の一部 4.5 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針  
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈りや枝落とし等を実施し、遷移の抑制や日照の確保に努める。  
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、林内照度が比較的高く、当該地で最もマツモトセンノウの生育状況が良好な区域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

#### 第2 管理地区の指定

- 1 名称  
河原生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域  
河原生育地保護区の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
ナデシコ科 マツモトセンノウ (*Lychnis sieboldii*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) マツモトセンノウの個体の生育のために確保すべき環境  
マツモトセンノウの個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
    - ア 工作物の設置  
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
    - イ 土地の形質の変更  
マツモトセンノウの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行